

アイフル株式会社（貸金業登録業者）の業務停止について

1. 当局登録貸金業者であるアイフル株式会社については、貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業規制法」という。）に基づく立入検査及び報告徴収を行った結果、貸金業規制法に違反する事実が下記2のとおり認められたので、下表のとおり業務を停止することを平成18年4月14日付で命じた。

営業所	業務停止期間	停止対象業務
諫早店	H18.5.8 ~ 5.27	業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
五稜郭店 西日本管理センター3係 新居浜店	H18.5.8 ~ 6.1	業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
コンタクトセンター福岡	H18.5.8 ~ 5.27	H18.5.8 ~ 5.10：業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く） H18.5.11 ~ 5.27：カウンセリングセンター九州の業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）
その他の全店	H18.5.8 ~ 5.10	業務の全部（弁済の受領に関する業務及び債権の保全行為に関する業務を除く）

2. 違反事実

(1) 諫早店の事案

平成17年2月25日、諫早店において、貸付けの業務を行うに当たり、資金需要者である顧客から委任を受けていないにもかかわらず、貸金業務取扱主任者が当該顧客の名義を用いて委任状を作成し、当該委任状を行使して当該顧客の公的証明書類を取得した。当該行為は、貸金業規制法第13条第2項の規定に違反する。

(2) 五稜郭店の事案

平成16年3月から9月にかけて、五稜郭店において、家庭裁判所から補助開始の審判を受けた債務者に対する貸付けの契約について、債務者の補助人から当該契約を取り消す旨の意思表示書面を受領したにもかかわらず、支店長等が債務者に対し当該債権の取立てを行った。当該行為は、貸金業規制法第13条第2項の規定に違反する。また、当該書面を受領した事実を帳簿に記載しなかった。当該事実は、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

(3) カウンセリングセンター九州の事案

平成16年6月、カウンセリングセンター九州において、正当な理由なく債務者の勤務

先へ架電を行い、さらに債務者から勤務先への架電を止めるよう改めて申し出を受けたにもかかわらず、執拗に勤務先へ架電を行い、債務者を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。

(4) 西日本管理センター3係の事案

平成17年5月、西日本管理センター3係において、債務者の母親の居住する実家へ連続して督促書面を発送するとともに、数回にわたり架電し、母親に弁済をなさしめるよう不安をあおり、母親を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。また、これらの交渉を行った事実の多くについて帳簿に記載しなかった。当該事実は、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

(5) 新居浜店の事案

平成16年11月下旬から12月初めにかけて、新居浜店において、債務者に対する債権の取立ての交渉に当たり、第三者から弁済資金を調達するよう執拗に求めるとともに、妻や母親を交渉に参加させるよう執拗に迫り、債務者を困惑させた。当該行為は、貸金業規制法第21条第1項の規定に違反する。また、これらの交渉を行った事実について帳簿に記載しなかった。当該事実は、貸金業規制法第19条の規定に違反する。

なお、違反事実の発生に関しては、社内規定等の不備や取立行為に関する指導の不徹底等、本社において違反行為を未然に防止するための適切な対応が講じられていなかったことが認められ、これらの違反事実がいずれも平成16年1月施行の改正貸金業規制法において拡充された規定に違反するものであることを踏まえれば、改正貸金業規制法の趣旨を踏まえた内部管理態勢の再構築や法令遵守意識の浸透・徹底が十分に図られていなかったものと認められる。

(参考)

アイフル株式会社の概要

1. 商号 アイフル株式会社
2. 代表者 代表取締役社長 福田 吉孝
3. 登録番号 近畿財務局長(8)第00218号
4. 所在地 本店 京都市下京区烏丸通五条上高砂町381-1
5. 登録年月日 平成17年3月30日(当初 昭和59年3月30日)

(問い合わせ先)
近畿財務局理財部 金融監督第3課
06-6949-6371 (ダイヤルイン)